

清水丘聖地霊園 第二霊園【樹林葬墓地】受付表

受付日 令和 年 月 日 ()

申込者氏名 (使用者)				
住所	〒			
連絡先	自宅			
	携帯 1			
	上記以外に つながる番号			
申込内容	遺骨申込	体	生前申込	体
	墓地の販売会をどこで お知りになりましたか ※重複回答可			
	☐ 広報誌 ☐ ポスター ☐ チラシ ☐ ホームページ ☐ 家族・友人・知人からの口コミ ☐ その他 ()			

樹林葬墓地 使用許可申請書	提出		未提出	
樹林葬墓地使用承諾書	提出		未提出	
樹林葬墓地 記名板使用申込書	提出		未提出	
墓地の使用許可に関する 誓約書	提出		未提出	
暴力団等反社会的勢力では ないことに関する確認書	提出		未提出	
申請者の 住民票謄本	提出		未提出	
申請者との関係がわかる 戸籍謄本・除籍謄本	提出		未提出	
墓地永代使用料	管内 85,000円/体	体		円
	管外 100,000円/体	体		円
記名板の希望有無	有	無	枚	円
				受付

樹 林 葬 墓 地 使 用 許 可 申 請 書					
申請日 年 月 日 さしま環境管理事務組合 管 理 者 様 フリガナ 氏 名 〒 申 請 者 住 所 〒 本 籍 連絡先 （自宅） （携帯）					
さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例、同施行規則及びこれらに基づく指示を守りますから、下記のとおり墓地の使用を許可くださるよう申請します。					
管内・管外申込の別		管内 ☐ : 管外 ☐			
1 申 込 対 象 者 氏 名		フリガナ _____	続柄 _____	遺骨・生前の別 _____	遺骨 ☐ 生前 ☐
2 申 込 対 象 者 氏 名		フリガナ _____	続柄 _____	遺骨・生前の別 _____	遺骨 ☐ 生前 ☐
3 申 込 対 象 者 氏 名		フリガナ _____	続柄 _____	遺骨・生前の別 _____	遺骨 ☐ 生前 ☐
添 付 書 類 (✓ で 確 認)		☐ 申請者の住民票（謄本） ☐ 埋蔵する遺骨との関係がわかる戸籍謄本または除籍謄本 ☐ 墓地の使用許可申請に関する誓約書 ☐ 暴力団等反社会的勢力でないことに関する確認書 ☐ 樹林葬墓地（生前）使用承諾書 ☐ 樹林葬墓地記名板使用申込書 ☐ 埋火葬許可証又は改葬許可証 ☐ その他必要書類			
許可年月日		年 月 日	許可番号		—

樹林葬墓地の使用許可申請に関する誓約書

年 月 日

さしま環境管理事務組合
管 理 者 様

私は、「さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例」（以下「条例」という。）及び「さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）に定められている規定を遵守するとともに、以下の全ての同意事項につき、十分理解したうえで、申請することをここに誓約いたします。なお、この同意事項に違反したときは、墓地使用权の取消処分を受けてもかまいません。

住 所 〒

氏 名（フリガナ）

（自 署）

連 絡 先

（自 宅）

（携 帯）

番号	同 意 事 項	チェック欄 ※同意しましたか。
①	申請にあたっては争いが起きないように、親族間で十分に話し合いを行ってください。また、申請以降に争いが起きた場合は、使用者が自己責任において解決することとし、組合は一切関与しません。	☐ はい
②	申請者は、申請資格要件すべてに該当している必要があります。後に、該当していないことが発覚した場合は、使用許可は取消されます。	☐ はい
③	樹林葬墓地の使用权を第三者に譲渡、又は転貸することはできません。	☐ はい
④	納入した使用料の還付については、裏面に記載のとおり、条例及び規則に基づき行われます。	☐ はい

裏面に続く

⑤	使用料の支払いは一括払いとなります。期間内に支払われない場合は使用許可が取り消されます。	☐ はい
⑥	樹林葬墓地の使用期間内に住所の変更や使用許可の承継（名義変更）等、申請内容に変更が生じた場合は速やかに手続きを行ってください。	☐ はい

【参考】納入した使用料の還付割合について

「さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例」※一部抜粋
（使用料の還付）

第 24 条 既に納付された使用料及び管理料は還付しない。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、その一部を還付できるものとする。

「さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例施行規則」※一部抜粋
（使用料の還付額）

第 36 条 条例第 24 条の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号の定める額とする。

- （１） 許可を受けた使用開始の日から起算して３年以内に樹林葬墓地使用权を返還する場合 半額
- （２） その他管理者が特別の理由があると認めた場合 管理者が定める額

２ 前項第１号及び第２号の規定による使用料の還付は、納骨室に焼骨を埋蔵したことが無い場合に限る。

暴力団等反社会的勢力ではないことに関する確認書

令和 年 月 日

さしま環境管理事務組合
管 理 者 様

(申請人)

住 所

氏 名

印

申請人（世帯主）は、下記について相違がないことを確約します。

記

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又それらの利益となる活動を行う者ではありません。

樹 林 葬 墓 地 (生 前) 使 用 承 諾 書

申請日 年 月 日

さしま環境管理事務組合
管 理 者 様

申請者（使用者） 氏 名

樹 林 葬 墓 地 使 用 者	氏 名	(フリガナ)
	住 所	〒
	連 絡 先	(電話番号) (携帯番号)

上記「使用者」の死亡に伴い、その祭祀を主宰する者として樹林葬墓地に納骨することを承諾いたします。

承 諾 者 1	氏 名	(フリガナ)
	住 所	〒
	連 絡 先	(電話番号) (携帯番号)
	続 柄	
承 諾 者 2	氏 名	(フリガナ)
	住 所	〒
	連 絡 先	(電話番号) (携帯番号)
	続 柄	
承 諾 者 3	氏 名	(フリガナ)
	住 所	〒
	連 絡 先	(電話番号) (携帯番号)
	続 柄	

親 族 図

			申請者			

申込の範囲 6親等以内の血族と3親等以内の姻族（養父母子）の方が申込可能となります
墓地使用者本人（申請者）と申込対象者のご関係性をご記入ください
墓地使用者本人（申請者）と申込対象者以外のかたはご記入いただかなくて結構です

(樹 林 葬 墓 地) 申込書類の確認

(✓で確認しましょう)

①清水丘聖地霊園 第二霊園【樹林葬墓地】受付表

記入したら✓
【 】

②樹林葬墓地許可申請書

(申込件数が4体以上になる場合はコピーしてお使いください。)

記入したら✓
【 】

③墓地の使用許可に関する誓約書

記入したら✓
【 】

④暴力団等反社会的勢力ではないことに関する確認書

記入したら✓
【 】

⑤樹林葬墓地（生前）使用承諾書

樹林葬墓地使用許可申請書に記載されていない親族または第三者を記入

記入したら✓
【 】

⑥親族図

記入したら✓
【 】

⑦樹林葬墓地に埋蔵される予定のかた全員の身分を証明できる書類

取得したら✓
※詳細については裏面をご確認ください
【 】

※提出書類に不足があった場合は、2週間以内にご提出ください。

裏面につづく

【お申込み組合せ別必要謄本一覧（身分確認書類）】

1)生前申込のみのかた

住民票謄本

- ・ 個人番号の記載がないもの
- ・ 申込時点で発行後 1 ヶ月以内のもの
- ・ 世帯主及び世帯全員の定住年月日が記載されているもの
- ・ 本籍及び続柄が記載されているもの

2)遺骨申込のみのかた

申請者の住民票謄本も必要になります

住民票謄本

- ・ 個人番号の記載がないもの
- ・ 申込時点で発行後 1 ヶ月以内のもの
- ・ 世帯主及び世帯全員の定住年月日が記載されているもの
- ・ 本籍及び続柄が記載されているもの

戸籍謄本、 必要に応じ除籍謄本

- ・ 申込時点で発行後 1 ヶ月以内のもの
- ・ 申請者と遺骨の関係が確認できる戸籍

3)生前と遺骨申込のかた

住民票謄本

- ・ 個人番号の記載がないもの
- ・ 申込時点で発行後 1 ヶ月以内のもの
- ・ 世帯主及び世帯全員の定住年月日が記載されているもの
- ・ 本籍及び続柄が記載されているもの

戸籍謄本、 必要に応じ除籍謄本

- ・ 申込時点で発行後 1 ヶ月以内のもの
- ・ 申請者と遺骨の関係が確認できる戸籍

書類がそろいましたらお申込みください。

●提出書類の控えとなるもの（コピー等）はお渡ししておりません。

必要な方は提出前にお客様自身で控え（コピー等）をお取りくださいますようお願いいたします。

【使用料の納付について】

提出されました申請書類の確認後、納付書を受付表記載の住所に送付致しますので、下記方法にて使用料の納付をお願い致します。

○銀行振込にて納付。

(※常陽銀行本支店窓口でのお振込みの場合は手数料が無料となります。)

(※窓口での振り込みの場合、金額により納付書に記載のある名前の本人確認が必要となります。金融機関にご確認ください。)

○さしま斎場窓口にて納付。

(※窓口の場合、**友引にあたる祝祭日**は窓口での支払いが出来ません)

※納付書が届きましたら、記載されている納期限内に納付をお願いします。期限を過ぎますと申請が無効となる場合があります。

※銀行A T M、インターネットを利用しての振り込みをお考えのかた

- ・お振り込み依頼人は納付通知書に記載されている氏名でお願いいたします。
- ・お振り込み依頼人が違いますと、入金確認をとることが出来なくなりますのでご注意ください。

●入金確認後に墓地使用許可証を送付いたします。

お問い合わせ先

さしま斎場

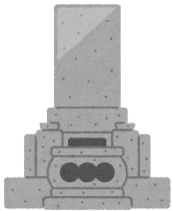
〒306-0404

茨城県猿島郡境町長井戸1746番地

電話番号：0280-87-0619

樹林葬墓地を購入ご希望の方へ

この様な方が樹林葬墓地をお求めになられています。



埋蔵遺骨



【 他の霊園あるいはお寺に埋蔵している場合 改葬 】

墓地の申込受付期間に申込書類を受け取り、必要書類を揃えて、さしま斎場窓口にお申し込みください。

改葬の手続きも遺骨を移す前に済ませておきましょう。

「埋蔵証明書」、「改葬許可証」、「改葬受入許可証」等の手続きをして、清水丘聖地霊園へ埋葬となります。

・「埋蔵証明書」→現在、遺骨を安置している寺院、または墓地。

・「改葬許可証」→現在、遺骨を安置している居住地窓口で発行。

・「改葬受入許可証」→さしま環境管理事務組合 さしま斎場発行。

埋蔵する際の必要な書類は改葬の手続きで取得した許可証と遺骨の「埋火葬許可証」と「墓地使用許可証」です。



遺骨



【 遺骨を個人保管している場合 】

墓地の申込受付期間に申込書類を受け取り、必要書類を揃えて、さしま斎場窓口にお申し込みください。

納骨に必要な書類は遺骨の「埋火葬許可証」、「墓地使用許可証」です。



生前予約



【 生前予約 】

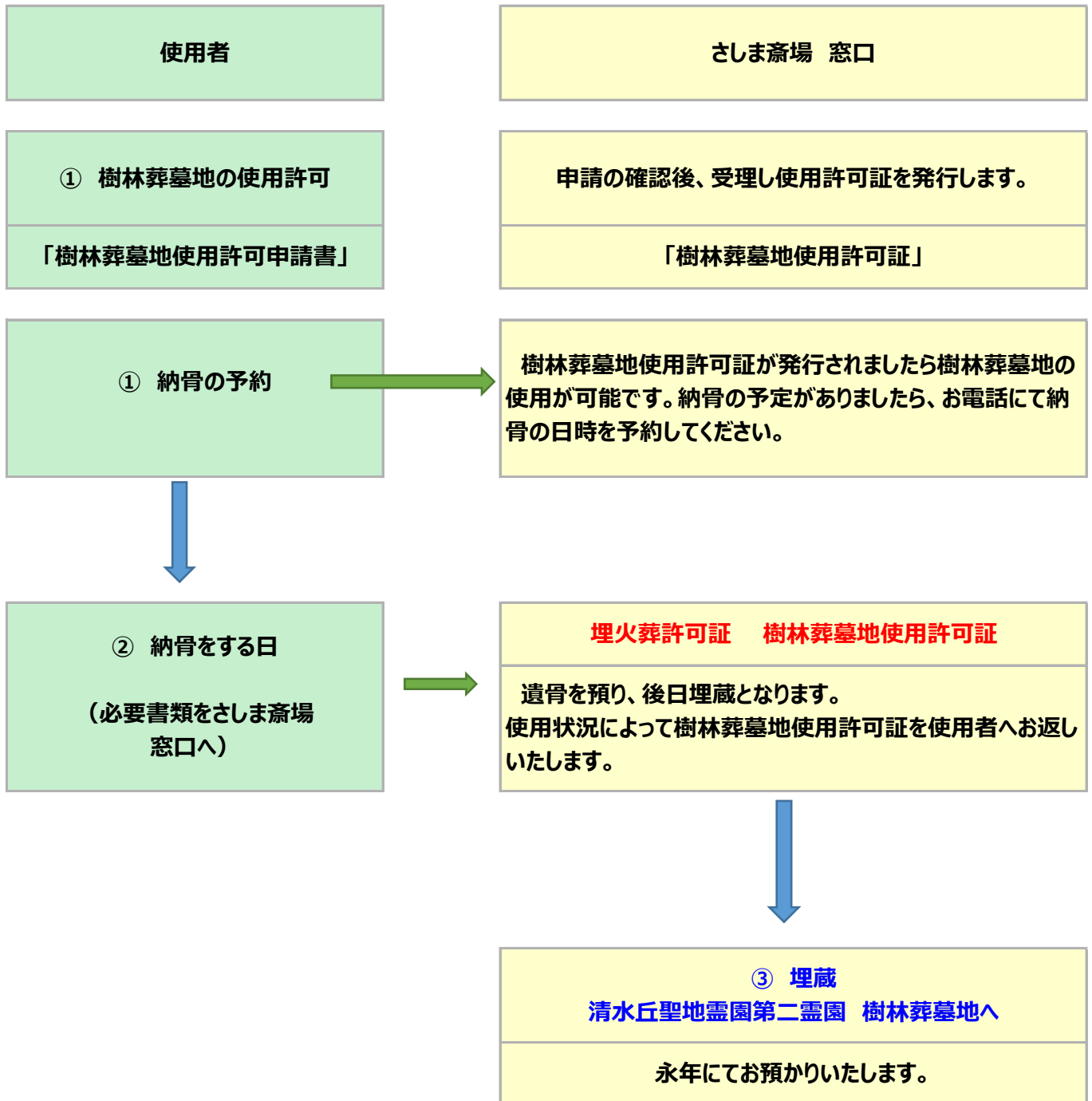
年齢の制限はいたしません。

使用者が亡くなられた時には、ご親族の方等により「埋火葬許可証」、「墓地使用許可証」を提出して頂き、さしま斎場が遺骨を預り樹林葬墓地へ納骨いたします。（承継の必要はありません。）

・お墓を守る人が居なくなった、子供に負担をかけたくないなどの理由により、他のお墓に埋葬されている遺骨、又は自宅に遺骨を保管している方、自分の将来を考えての生前予約などで遺骨を埋蔵することができます。

— 納骨の手続き（樹林葬墓地） —

清水丘聖地霊園第二霊園 樹林葬墓地に納骨する際には「樹林葬墓地使用許可証」
「埋火葬許可証」が必要となります。



委任状

さしま環境管理事務組合

管理者 橋 本 正 裕 様

私は、清水丘聖地霊園の申し込みに際し、下記の者を代理人と定め、上記申し込みに関する一切の権限を委任いたします。

令和 年 月 日

委任者住所

氏名

印

代理人住所

氏名

印

※申込当日に申請者ご本人が来場することができない場合は、代理のかたでも申し込むことができます。その際は委任状（この用紙）に委任者（申請者ご本人）・代理の方の住所、氏名をご記入いただき、提出をしてください。

樹 林 葬 墓 地 記 名 板 使 用 申 込 書

申請日 年 月 日

さしま環境管理事務組合 様

住 所

(フリガナ)

申 請 者

氏 名

連 絡 先 (自宅)

(携帯)

清水丘聖地霊園第二霊園 樹林葬墓地にて記名板を使用したいので申請します。

(フリガナ)

申請者(使用者) 氏 名 (続柄)

(フリガナ)

申請者(使用者) 氏 名 (続柄)

(フリガナ)

申請者(使用者) 氏 名 (続柄)

(フリガナ)

申請者(使用者) 氏 名 (続柄)

(フリガナ)

申請者(使用者) 氏 名 (続柄)

受付年月日 年 月 日

使用者樹林葬墓地許可番号 —